

「アミスルブロム」、「エスプロカルブ」、「クロルフェナピル」、「スピロメシフェン」及び「ビフェントリン」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「アミスルブロム」及び「ビフェントリン」については平成20年12月24日付けで、また、「エスプロカルブ」、「クロルフェナピル」及び「スピロメシフェン」についてはそれぞれ平成20年11月28日付け、同年11月27日付け及び同年12月22日付けで、農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

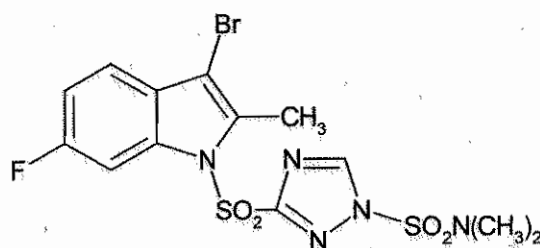
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) アミスルブロム

本薬は殺菌剤である。平成21年1月現在、大豆、ばれいしょ、トマト等に登録がある。今回新たに、てんさい、はくさい、キャベツ等への適用が申請されている。

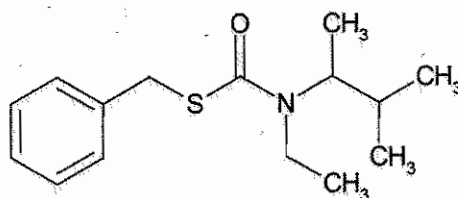
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) エスプロカルブ

本薬は除草剤である。平成21年1月現在、稲に登録がある。今回新たに、小麦への適用が申請されている。

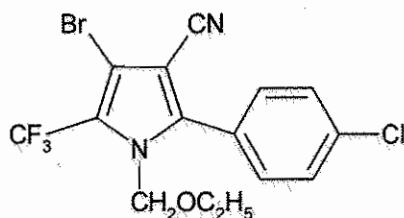
JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) クロルフェナピル

本薬は、殺虫剤である。平成21年1月現在、小豆類、かんしょ、はくさい等に登録がある。今回新たに、すもも、キウイ等への適用が申請されている。

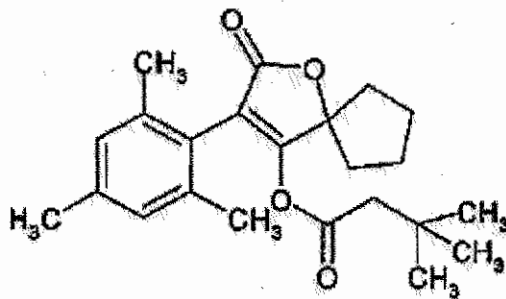
JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。



(4) スピロメシフェン

本薬は殺虫剤である。平成21年1月現在、トマト、りんご、茶等に登録がある。今回新たに、なす、もも、いちご等への適用が申請されている。

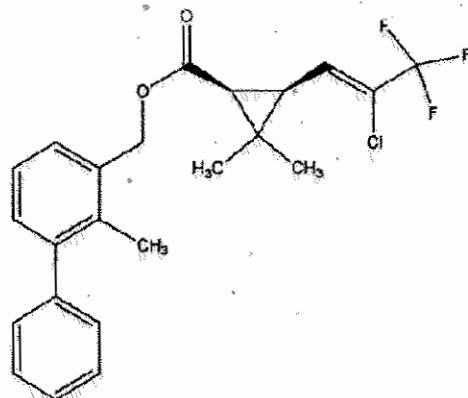
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(5) ビフェントリン

本薬は殺虫剤である。平成21年1月現在、ばれいしょ、トマト、すいか等に登録がある。今回新たに、エンサイ及びすももへの適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量 (ADI) として 0.02 mg/kg 体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。